

青森県報

第二千二百三十三号

平成十五年
十月一日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県男女共同参画推進連絡会議規程を廃止する訓令……

(青少年・男女共同参画課) …… 一

告 示

家畜伝染病の発生……

(畜産課) …… 一

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……

(水産振興課) …… 一

漁船保険付保義務の発生……

(同) …… 二

公 告

地籍調査の成果の認証……

(農村整備課) …… 二

県営土地改良事業計画変更の決定……

(同) …… 二

右 同 ……

(同) …… 三

換地計画の決定……

(同) …… 三

人 事 委 員 会

平成十五年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……

(任用・給与グループ) …… 三

訓 令

青森県訓令甲第四十九号

庁 中 一 般

青森県男女共同参画推進連絡会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県男女共同参画推進連絡会議規程を廃止する訓令

青森県男女共同参画推進連絡会議規程(昭和五十五年六月青森県訓令甲第十四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第六百二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	下北郡東通村	平成 一五・九・一〇

青森県告示第六百二十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 角田 藤 昭	住 所 東津軽郡蟹田町 大字石浜字塩越 一四四番地	期 日 平成十五年 十月十七日 午後二時	聴聞の期日及び場所 場 所 青森市長島一 丁目一番一号 青森県庁西棟 六階農林水産 部会議室
------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	--

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七・七三四・九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

青森県告示第六百二十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

東津軽郡今別町大字今別字西田二二七番地二 小 鹿 豊 明	今別町西部
東津軽郡今別町大字今別字西田二一六番地二 阿 部 信 一	
東津軽郡今別町大字今別字中沢二七五番地一四九 野 上 洋 一	

公 告

地籍調査の成果の認証

黒石市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
黒石市	浦町二丁目一部 中町の一丁目一部 浜町の一丁目一部 緑町三丁目一部 緑町二丁目一部 ぐみの木一丁目一部 ぐみの木二丁目一部 ぐみの木三丁目一部 道北町 寿町 若葉町 旭町 野添町の一部 株梗木	李木下

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

鹿ノ子堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

金木町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、三川目地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

新郷村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

福左内地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

常盤村役場

人事委員会

平成15年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成15年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成15年10月1日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般事務	2人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者

身体障害者手帳の交付を受けている者
活字印刷文による出題に対応できる者
(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

- ・ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場所		合格発表	
		試験会場	発表日	発表方法	
第1次試験	11月9日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会 教育センター	11月14日 (予定)	受験者全員に可否を 書面で通知するほか、 合格者の受験番号を青 森県庁及び県内各県税 事務所等の掲示板上に掲 示する。 また、ホームページ 上でも合格者の受験番 号を掲示する。(http: //www.pref.aomori.jp/ saiyou/)	
第2次試験	11月下旬 (予定)	青森県庁舎北棟	12月上旬 (予定)		

4 試験の方法及び内容

試験	方法	内容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (40題、2時間)
	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。
	面接試験	主として人物について、個別面接により試験を行う。
第2次試験	適性検査	職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

5 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の請求	直接請求する場合		青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県内各県税事務所、各地方健康福祉こどもセンター、西地方農林水産事務所、青森県東京事務所、青森県企業誘致東京情報センター及び本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	直接持参する場合	
受験申込用紙の請求	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、当人事委員会事務局に請求すること。	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って当人事委員会事務局に提出すること。	

受験申込方法	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、当人事務委員会事務局まで送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。 受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
受験票の交付	受験票は10月28日（火）に発送する。 なお、受験票が11月4日（火）までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局に連絡すること。

(2) 受付期間

10月1日（水）から10月24日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けない。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

郵送による場合は、10月24日までの消印のあるもの限り受け付ける。

6 採用予定日

平成16年4月1日

7 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は受け付けない。）

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び総合得点	合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局

第2次試験	第2次試験受験者	第2次試験の順位	合格発表の日から1月間	青森市新町二丁目4番30号 県庁舎北棟5階
-------	----------	----------	-------------	--------------------------

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
 受験票又は本人であることを証明する書類（身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等）
 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
 受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）及び受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

8 給与

初任給は、135,100円程度（平成15年4月採用の高校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当、10月に寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭